



会計事務所より

所長 前川 研吾 (公認会計士・税理士)

今月のニュースレターは6月26日に衆議院で可決されました「社会保障と税の一体改革関連法案」のうち、注目を集めた消費税増税法案について取り上げます。

消費税とは

消費税とは、商品・製品やサービスを購入して消費することに対して課せられる税金です。税金の負担者と納付者が異なる「間接税」であるため、一般的に国民にとって税負担の感覚が小さい税金であると言われています。間接税の具体例としては、消費税の他にたばこ税などが挙げられます。

日本の消費税は、昭和63年、この当時の竹下内閣において消費税法が成立し、翌年の4月1日に初めて施行されました。当初の税率は3%でしたが、平成9年の4月1日に地方消費税の導入、消費税率の引き上げが当時の橋本内閣の時に実施され、消費税率は現在の5%に引き上げられました。

消費税法改正内容

今回の衆議院での法案可決により消費税率は、平成26年4月1日から8%へ、平成27年10月1日から10%へと段階的に引き上げられる予定です。消費税は、若者から高齢者まで幅広く徴収することができ、法人税や所得税と異なり経済動向に左右されにくいといった理由から消費税が引き上げの対象となりました。

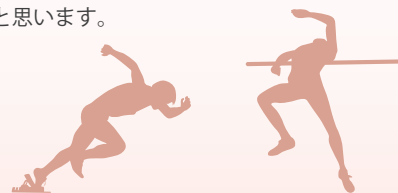
今回の法案では、消費税(地方消費税除く)の使い道は、原則として社会保障サービスなどに限る「社会保障目的税」とすることが明記されました。また、消費税率8%への引き上げ時点により、低所得者対策として一律に現金を給付する「簡易な給付措置」を毎年実行することが予定されています。さらに、資本金1,000万円未満の新設法人のうち、基準期間の課税売上高が5億円超の法人に、発行済み株式総数の50%超を直接又は間接に保有されている等の一定の要件を満たしている法人については免税事業者には該当しないこととなります。

消費税を増税することにより、国側として

は、徴収の方法が簡便的で広く、短期間で財源を確保できる点などのメリットがあります。しかし、増税することにより、消費者の買い控えが生じてしまう点や、貯金の余裕がなく、消費性向の高い低所得者の方が相対的には負担が重くなる点などのデメリットがあります。

まとめ

消費税は、その課税・控除の仕組みや輸出産業に有利な還付制度などを考慮すると「大企業・高所得者等」にとってはメリットや利益の多い税制ですが、「中小零細企業・低所得者等」にとってはデメリットや不利益の多い税制です。消費税増税は、私達の生活に直接関係してくる税金であることから、今後の動向に注目し、皆様にお知らせしていきたいと思えます。



社会保険労務士事務所より

所長 今井 慎 (社会保険労務士・キャリアコンサルタント)

会社・事業を成功させるための10のポイント 16社からヒアリング

日本経済団体連合会(経団連)は、2011年9月に「事業創造検討部会」を設置し、独自のビジネスモデルにより事業を成長させ、市場において高いシェアを確保する企業等(16社)からヒアリングを行いました。

このヒアリング結果をとりまとめ、今年6月に「各社の事業成功の10の要因」として発表していますが、貴社では、以下のうちいくつか当てはまりますか?

「事業成功の10の要因」の内容

- ①優れた経営者の存在、独自の経営理念の徹底
多岐にわたる能力を備えた創業者・経営者が適切な経営判断により会社を牽引し、独自の経営理念を社内に徹底し、組織としての一体感を醸成している。
- ②時代の変化への対応
ニーズを先読みする嗅覚、製品・サービスに落とし込む発想力、事業を遂行する実行力を有している。

- ③自社の製品・技術・サービスへのこだわり
製品・技術・サービスの質の維持と向上に取り組み、顧客の獲得・定着につなげている。
- ④既存の技術・製品・サービスとの差別化・独自化
従来からの発想を転換することができ、顧客や現場視点での発想を有し、研究開発等により差別化・独自化を図れている。

⑤中核事業を基にした事業の多角展開
中核事業で培った技術やノウハウを基に、関連する多分野へと事業を展開している。

⑥事業形態や市場環境に応じた海外展開の推進

研究開発・生産・販売など様々な形での海外展開を行っている。

⑦優秀な人材の確保・育成・活用
経験者や高齢者を積極的に採用し、海外を含めた教育研修を実施し、社員のやりがいをも高める工夫を行っている。

⑧独自の会社組織、社内制度、企業文化
従業員が働きやすい環境をつくり、組織運営を効率化し、社員の結束の強化を図り、人

- 材を有効活用している。
- ⑨外部との連携・外部の力の活用
異業種や海外を含む企業・大学・研究機関との連携・協力を通じて事業を拡大している。
- ⑩ブランドイメージ・知名度の向上
メディア媒体・ポスターなど多様な広告宣伝活動を行い、認知度やイメージを向上させている。

労使間の「労働協約」の締結状況は？ 労働協約等の運営状況

厚生労働省の平成23年「労働協約等実態調査」には労働組合のある会社で人事に関する労働協約を締結している主な項目が発表されております。「解雇」「懲戒処分」「配置転換」「出向」やはり、人事関係で問題が起こりやすい点について協定を結んでいるようです。





会社のトラブルQ & A

法律についての疑問にお答えします

Q 未払残業代を請求されたら

当社の従業員から、繰り返しのサービス残業を主張され、過去の残業代の請求がありました。その従業員は業務効率が悪く、当時はサービス残業に同意していました。この場合でも、当社は、遡って残業代を支払わなければならないのでしょうか。なお、当社の所定労働時間は1日8時間、週40時間です。

A 問題点

本件では、労働基準法が規定する1日8時間、週40時間の法定労働時間を超えた「時間外労働」に該当するかが問題となります。

考えられる会社側の主張

会社としては、本人の仕事の効率が悪いからで、本人も当時サービス残業に同意していたという主張が考えられます。

確かに、法定労働時間内の残業についての同意は意味を持ち得ます。

しかし、労働基準法は強行的な法規ですので、法定労働時間を超える労働について、残業を行うにあたって労働基準法に反する同意をしていても、請求を受けた場合には意味がありません。また、仕事の効率や試用期間中であるといった事情も、割増賃金の発生には影響しません。

今回のケースでは、所定労働時間が法定労働時間と同じですので、これを超える残業は「時間外労働」に該当することになります。

未払残業代の支払義務

残業を行った労働者が、これに対応した残業代を受け取っていない場合、労働者は、会社に対して未払残業代の支払いを請求することができます。そして、会社としては残業が事実である限り、支払いをしなければなりません。こうした請求が既に退職した社員も含めた複数の社員からなされると、金額はかなりの額になる場合もあります。そこで、普段からサービス残業が発生しないよう、十分注意することが必要です。

もっとも、賃金支払請求権は2年間で時効により消滅しますので、会社が時効を援用す

ることで、労働者が請求できる金額は、2年前以降に請求が可能になったものに限定されます。

合意書の作成

未払残業代の請求を受けて、一定の金額を支払う場合には、合意書を作成しておくことで後日紛争の蒸し返しを防ぐことができますので、必ず作成してください。

今後の対応

健全な職場環境と労使関係を確保する上で、サービス残業を無くすことは、労働者にとっても会社にとっても重要なことです。また、サービス残業を放置し、後になってまとめて未払残業代を請求されてしまうと、会社の資金繰りにも大きな影響が出かねません。

そこで、会社としても、労働時間を適正に把握し、普段から労働時間の管理の適正化とサービス残業の解消に向けて積極的に取り組みましょう。



i お知らせ

セミナー・勉強会開催のお知らせ

先月7月より開催の汐留パートナーズグループセミナーでございますが、大変好評を頂いております。今月も、会計、税務、人事、労務、法務、営業、スキルアップ、人材教育、Webマーケティング、海外進出など様々なテーマのセミナーをご用意致しております。



● 2012年8月開催セミナー情報

<http://www.shiodome.co.jp/seminar/201208.pdf>

[汐留パートナーズグループセミナールーム]

※汐留パートナーズグループとご契約を頂いております顧問先様はすべて無料です。

皆様のお役に立てるセミナーを準備してまいりますのでどうぞお気軽にご参加下さい。

会計税務スタッフ若干名募集

現在、弊グループでは会計税務スタッフ(正社員)を若干名募集しております。お心当たりの方がいらっしゃいましたら、ぜひともご紹介いただければ幸いです。

- ・税理士試験科目1科目以上
- ・会計事務所での実務経験1年以上
- ・明るく元気がある方
- ・周囲と協調して仕事に取り組める方

● 求人情報詳細

<http://shiodome.co.jp/recruit.html>



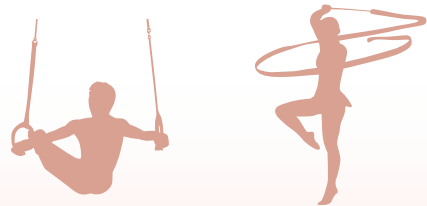
8月の税務と労務の手続き [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

31日

- 個人事業税の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告
(雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌末日> [公共職業安定所]



発行所

汐留パートナーズグループ

〒105-0004 東京都港区新橋1-7-10 汐留スペリアビル5階

TEL: 03-6228-5505 URL: <http://www.shiodome.co.jp/>

誌面デザイン 永喜 なおこ

URL: <http://akahoshi-poteco.com/>